

令和6年2月1日

各住民自治協議会会長 様

東広島市長 高垣廣徳
(総務部危機管理課)

災害時における避難所開設及び運営に係る協力に関する協定の変更について（お知らせ）

平素から、市政の運営に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

危機管理課では、避難所に係る事業として、市職員や住民自治協議会の到着を待たずとも、遠隔操作による避難所の開設を実現することで避難者の安全・安心を確保することを目的とする避難所の遠隔開設システムを導入しました。これに伴い、令和6年度以降、次のとおり協定内容を変更し、避難所交付金制度を一部見直します。

1 避難所開設運営協力について

遠隔開設システムを用いた避難者による開設を基本としますので、住民自治協議会等の職員による開設協力は必要ありません。ただし、停電等の通信障害により遠隔操作できないことを想定し、今後も避難所開設に関する連絡体制の確保は継続をお願いします。運営協力のある住民自治協議会は引き続き、開設運営の協力をお願いします。

2 令和6年度以降の交付金について

- ・開設協力基本金を廃止。ただし、市からの要請による開設実績に応じて、請求できることとします。
- ・運営協力基本金を全日運営と半日運営で区別し交付します。

項目	区分	内容
(1)開設協力金	現行	年間 50,000 円
	新	<u>年間分廃止</u> 市の協力要請により公設避難所を開設した場合 5,000 円 職員に引き継ぐまで、1時間ごとに 2,000 円を加算する
(2)運営協力金	現行	・基本金 年間 30,000 円 ・加算金 開設 12 時間ごとに、昼間（概ね 8 時から 20 時まで） 24,000 円、 夜間（概ね 20 時から翌日 8 時まで） 28,000 円
	新	・基本金 <u>半日運営：年間 50,000 円</u> <u>全日運営：年間 80,000 円</u> ・加算金： 変更なし
(3)一時避難所	現行	1 施設 5,000 円 (2 施設目以降も同額とし、上限 6 施設) 1 災害につき 1 日 (24 時間) あたり 30,000 円 (開設日数の上限なし)
	新	変更なし ※令和 3 年度からの臨時措置を標準化

【パターン】

①開設協力のみの自治協議会

現行：年額 50,000 円

新：年額なし。公設避難所の開設実績に応じて1回 5,000 円と1時間ごとの加算。【新設】

②半日運営協力の自治協議会

現行：年額 80,000 円（開設 50,000 円＋運営 30,000 円）＋実績に応じた加算

新：年額 50,000 円（運営協力）＋運営実績に応じた加算 【見直し】

③全日運営協力の自治協議会：

現行：年額 80,000 円（開設 50,000 円＋運営 30,000 円）＋実績に応じた加算

新：年額 80,000 円（運営協力）＋運営実績に応じた加算

④一時避難所のみ開設の自治協議会：変更なし

3 協定書について

新たな協定書を作成し、各住民自治協議会へ令和6年2月中に送付予定です。

協定書への押印や返信のお願いなど、改めてお知らせします。

東広島市総務部危機管理課

担当 中野・坪島

電話 082-420-0400